

節目節目には 国民年金 手続きが

いい 未来
11月30日は「年金の日」



毎年11月30日は、ねんきんネットなどを活用しながら、高齢期の生活設計を考える日として「年金の日」とされています。

手続き漏れなどありませんか？この機会に年金制度を考えてみましょう。

問合先 市民サービス課年金係

ねんきんネット

インターネットを通じて、自分の年金の情報を手軽に確認できるサービス

みんなで支える制度

国民年金は、老後や、けが・病気で障がいが残った、一家の大黒柱に先立たれてしまったなど、いざというときの生活を働いているみんなで支える制度です。20歳以上60歳未満の全ての方に加入が義務付けられています。

被保険者の種類

職業などによって3つに分類され、それぞれ手続きが異なります。

国民年金被保険者の種類			
区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	農業、自営業者、学生など	会社員・公務員などの厚生年金加入者	第2号被保険者に扶養されている配偶者
手続き	市民サービス課年金係または年金事務所	勤務先	配偶者の勤務先

手続きが必要なときは？

被保険者の区分が変わったときに手続きが必要です。

特に女性は、ライフステージの変化によって年金手続きが必要になる場面が多くあります。手続きが漏れることのないよう気を付けましょう。

例えば

大学生

20歳になりました

第1号被保険者

就職

社会人になりました

勤務先で手続きを！

第1号被保険者から
第2号被保険者へ

結婚

退職し、専業主婦に
(夫は会社員)

夫の勤務先で手続きを！

第2号被保険者から
第3号被保険者へ

結婚

退職し、専業主婦に
(夫は農業経営)

市役所または年金事務所
で手続きを！

第2号被保険者から
第1号被保険者へ

夫の起業

夫が自営業に

種別変更の手続きが必要です。市役所または年金事務所
で手続きを！

必要なもの

- 年金手帳または個人番号が分かるもの
- 扶養喪失日が分かる書類

第3号被保険者から
第1号被保険者へ

出産

産前産後期間の免除申請

第1号被保険者が出産した際に、産前産後の一定期間の保険料が免除されます。免除期間の保険料は全額納付されたものとして扱われ、年金受給額に反映されます。出産予定日6カ月前から申請できます。市役所または年金事務所
で手続きを！

必要なもの

- 年金手帳または個人番号が分かるもの
- 母子手帳など出産予定日が分かるもの

第1号被保険者

もっと詳しく
知りたい人は

女性のための年金セミナー

結婚、出産、育児…。女性のライフステージに合わせた年金手続きを学びませんか。

対象 女性

日時 11月30日(土) 午後2時～3時

場所 コミュニティプラザ2階多目的ホールB (有明町南1)

定員 30人 (申込順)

申込・問合先 岩見沢年金事務所 (9西3) ☎ 38局 8002 (音声案内③-②)